

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年10月2日付けの保護決定通知書（以下「本件処分通知」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

処分を認めない。金額に不服がある。生活費として不十分。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

平成30年 2月16日	諮問
平成30年 3月13日	審議（第19回第2部会）
平成30年 4月 4日	審議（第20回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

保護の補足性について定める法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 保護基準による冬季加算についての定め

法8条1項の規定に基づいて保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）においては、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けたうえ、各世帯に具体的に保護を実施する場合に、実施機関が依るべき基準を設定している。

冬季加算については、保護基準（ただし、平成29年4月1日から適用される平成29年3月31日厚生労働省告示第162号（第239次改正）による改正後のもの。）の別表第1の生活扶助基準において定められている「基準生活費」の項目で、〇〇区

内に居住する1人世帯の場合、11月から3月までの期間において、1月当たり2,580円の冬季加算額を計上することとされている（別表第1・第1章・1・(1)・ア「1級地」・(ア)「1級地-1」・第2類・VI区（東京都は、同(2)・イにより、冬季加算における地区別（都道府県別）において、「VI区」の区分とされる。）。なお、保護基準では、生活扶助、住宅扶助、出産扶助及び葬祭扶助の基準額を定めるに当たり、地域ごとの級地区分を定めているが、〇〇区が、級地区分において、「1級地-1」に該当する地域であることは、別表第9・1・(1)に掲げられている。）。

(3) 職権による保護の変更についての法の定め

法25条2項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

2 以上を前提に、本件について検討する。

(1) 処分庁は、従前より、請求人に対する保護を実施していたころ、保護基準を根拠として、請求人の保護費について、平成29年11月から冬季加算月額2,580円を計上する旨の本件処分を行ったものであり、処分庁は、このことを、支給月に先立って、「冬季加算の認定により最低生活費変更」との理由を付して、平成29年10月2日付けの本件処分通知により、請求人に通知したものである。

本件処分は、上記1・(1)の法8条及び同(2)の保護基準並びに同(3)の法25条2項に則ってなされたものと認められ、また、本件処分により計上された加算額の点についても、平成29年度に行われる保護の実施に際して適用されるべく改正された保護基準（第239次改正後のもの）を適用して、適正になされたものであることは明らかである。

(2) 以上のとおり、本件処分には、違法・不当な点は見られないところであるが、請求人は、保護費として支給される金額について、少額であるとの不服を申し立てているようである。

しかしながら、本件処分の決定内容は、上記(1)で述べたとおり、従前から処分庁が保護を実施している請求人に係る保護費について、新たに2,580円を加算計上することに尽きるものである。

冬季加算を除くその余の保護費については、本件処分においては、従前からの額に対し何ら変更を行っておらず、冬季加算以外の保護費の額については、本件処分により新たに決定された事項はないものである。したがって、上記冬季加算の計上においては、何らの誤りも認められない以上、他に金額の点で、本件処分の取消しを求めてこれを争う余地はない。

(3) なお、念のため、本件処分の決定内容の適法性・妥当性の検討の範囲からは外れるものの、請求人に支給される平成29年11月分の保護費の額等に関して、この機会に、一応確認を行っておくこととする。

ア 本件処分通知によれば、冬季加算計上決定後の請求人に係る平成29年11月分の生活扶助費は、100,270円（なお、冬季加算計上がなかった前月までは、97,690円であった。）であるところ、これは、保護基準の別表第1・第1章・1・(2)により、請求人の年齢、世帯構成、所在地域に応じて算定された基準生活費82,740円（冬季加算計上前は80,160円）に、同第2章・2・(1)の障害者加算17,530円（なお、この金額は前月までと同一である。）を加えた合計額に一致する。

イ また、住宅扶助費として、53,000円の支給が従来からなされているが、本件処分通知には、「あなたに代わり納付する金額 住宅家賃 53,000」、「53,000円をあなた

たの依頼により住宅管理者に直接支払います。」との記載があり、当該住宅扶助費は、請求人の金融機関口座への振込みの方法により支給する金額からは除かれている（なお、このことは前月までと同一である。）。これは、法37条の2及びこれを受けた法施行令3条の規定に則った措置であると認められ、扶助の実施方法として、法令上の根拠を有する適正なものである。

ウ さらに、医療扶助及び介護扶助について、本件処分通知には、「現物給付」との記載がなされており（なお、このことは前月までと同一である。）、処分庁は、実施の方法を、法34条1項及び法34条の2第1項が規定する原則的な方法によることとし、請求人に金銭を給付することはしていないものと認められる。

エ 本件処分通知には、支給額から差し引くべき収入認定額として、64,941円が計上されている（なお、この金額は前月までと同一である。）。これは、請求人が受給している、国民年金の障害基礎年金の支給額を月割り認定した額であると認められる。保護の補足性の原則からすると、当該年金給付は、請求人の最低生活を賄う費用に当てられるべきものであり、法による保護は、それによってもなお最低生活を維持するに不足する限度で実施すべきこととなるものである。

このことについて、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8「収入の認定」・3・(2)・ア・(ア)によれば、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。また、「生活保護法による保護の実施要領につい

て」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知）第8「収入認定の取扱い」・1・(4)・アによれば、「…国民年金法…等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。

処分庁が上記年金支給額（月割）を収入として認定していることは、これらの法の規定及び各通知に則ってなされたもので、適正・妥当なものであるといえる。

オ 以上によれば、請求人に支給されるべき保護費の金額は、上記アの100,270円（冬季加算計上前は97,690円）から、上記エの64,941円を減じた35,329円（冬季加算計上前は32,749円）となるものであるが、これは、本件処分通知に記載されている支給金額に一致している。

請求人は、「¥35000、¥33000—ふふく申し上げます。」（審査庁から請求人に対して行政不服審査法23条に基づき補正を求める文書に対する請求人の回答中の記述）と述べているところから、処分庁から支給される金額に不服を申し立てていると推察されるものであるが、平成29年11月分の支給金額について、法令等に照らして誤りがないことは、上記に確認したとおりである。したがって、この点に関する請求人の申立ては失当である。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

また、本件処分において、上記2に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来